



平成 29 年 4 月 18 日

各 位

会 社 名 ロールランド ディー・ジー・株式会社  
代 表 者 名 取締役社長 藤岡 秀則  
(コード番号 6789 東証第一部)  
問 合 せ 先 取締役コーポレート本部長 橋本 浩一  
(TEL. 053 - 484 - 1400)

## 和解による訴訟の解決及び特別損失の計上に関するお知らせ

当社及び当社の米国販売子会社 Roland DGA Corporation(以下「DGA 社」といいます。)は、米国に本社のある Gerber Technology LLC 社(以下「Gerber 社」といいます。)から米国コネティカット州の米連邦地方裁判所において米国特許権侵害訴訟(以下「本件訴訟」といいます。)を提訴されておりましたが、和解の成立により訴訟の解決に至りましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 訴訟の経緯から和解に至るまでの経緯

当社は、画像を印刷及びカットする技術を利用した製品(以下「本製品」といいます。)の開発、製造及び販売を行ってまいりました。

平成 19 年 1 月 31 日及び平成 22 年 4 月 12 日に公表しておりますとおり、DGA 社は、平成 19 年 1 月 30 日、Gerber Scientific International, Inc.社より、同社が米国において取得している印刷とカットを用いたグラフィック成果物を得るための方法及び機器に関する特許権 1 件(平成 8 年 7 月 16 日登録、平成 18 年 5 月 2 日追加登録)の特許技術を本製品が使用しており、同社の米国特許権が侵害されているとして、訴訟提起を受けました。そして、平成 22 年 4 月 9 日、DGA 社に加え、当社も共同被告として、訴訟提起を受けました。その後、Gerber Scientific International, Inc.社の訴訟上の地位は、社名変更及び組織変更を経て、Gerber 社に承継されました。なお、当該特許権の存続期間は平成 25 年 7 月に満了しております。

当社及びDGA 社は、これまでの訴訟手続きにおいて、本製品はGerber 社の主張するような特許権侵害を構成するものではないと主張してまいりましたが、平成 29 年 4 月 18 日、相互の互譲のもと、Gerber 社と合意し、訴訟手続きの過程で和解に至りました。

#### 2. 子会社の概要

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 名 称      | Roland DGA Corporation                          |
| (2) 所在地      | 15363 Barranca Parkway, Irvine, CA 92618 U.S.A. |
| (3) 代表者の役職氏名 | CEO David W. Goward                             |
| (4) 事業内容     | コンピュータ周辺機器の販売                                   |
| (5) 資本金      | US\$4,196 千                                     |

### 3.和解の相手方の概要

- (1)名 称 Gerber Technology LLC
- (2)所在地 24 Industrial Park Road West, Tolland, Connecticut U.S.A.

### 4.和解の内容

当社及びDGA社がGerber社に対し約12.3百万米ドルの解決金を支払い、双方がその主張を取下げ、将来も係争特許に関しては当事者間での紛争をなくすことを内容としております。なお、当社及びDGA社は、和解契約において、本製品によるGerber社特許権の侵害を認めているわけではありません。

### 5.業績に与える影響

本和解が当社の業績に与える影響は、解決金約12.3百万米ドル(邦貨概算13億81百万円)を当第1四半期の特別損失に計上することにより、当期の親会社株主に帰属する当期純利益が10億円程度減少いたします。

なお、解決金の支払いにより本件訴訟は全て終了し、来期以降の業績には影響はありません。

本件を含む当第2四半期及び通期の業績見込みは現在、精査中であり、平成29年5月9日に予定している当第1四半期の決算発表時に公表する予定です。

以 上